

平成31年度譲渡犬及び譲渡猫の不妊・去勢手術等適性飼養推進事業取扱マニュアル

令和元年5月
三重県獣医師会

三重県獣医師会では、三重県が譲渡する犬及び猫の不妊・去勢手術等適性飼養推進事業に協力することとなりました。各会員は以下のマニュアルに沿って対応をお願いします。

I 譲渡後の犬及び猫の手術等適性飼養の推進

1. 対象動物

三重県が譲渡した犬及び猫のうち、令和元年5月13日以降、令和2年3月31日までに本事業に協力する県内の動物病院（以下「指定動物病院」）を利用し、不妊・去勢手術（以下「手術」）を行う犬及び猫。

※譲渡後に手術を行う子犬・子猫が原則ですが、成犬・成猫の場合も同様に対応することとします。

2. 事業の流れ

(1) 獣医師会事務局（以下「事務局」）は、譲渡後の犬・猫の手術に協力する支部毎の指定動物病院の一覧と指定動物病院利用券（以下「利用券」）を作成し、三重県動物愛護推進センター「あすまいる」（以下「あすまいる」）に送付する。また、あすまいると本事業の調整を行う調整者（小動物部会長等）を決め、あすまいるに連絡する。

※指定動物病院への参加・不参加を変更する場合は速やかに事務局等に連絡してください。

(2) あすまいるは、犬・猫の譲渡時に飼い主に本事業の説明を行い、指定動物病院の一覧と利用券を渡す。

(3) 指定動物病院は、飼い主と手術日の調整を行い、手術日までに飼い主から利用券（手術実施報告書を含む）を徴収する。

(4) 指定動物病院は、対象動物の飼い主に対し、手術等適性飼養の指導を実施し、対象動物の手術を行う。

※譲渡犬・譲渡猫については、原則として、あすまいるが混合ワクチン接種（犬6種、猫3種）、ノミ・ダニ駆除、マイクロチップ挿入、狂犬病ワクチン接種（成犬のみ）、フィラリア検査（成犬のみ）を行っています。

※手術に関して不明な点がある場合は、調整者に問い合わせてください。

(5) 指定動物病院は、手術費用の受取時に手術費用の総額から5,000円を差し引く。

※あすまいるが譲渡した犬・猫以外は対象となりませんので、必ず利用券を確認してください。また、不妊・去勢手術以外の治療、検査等の費用は対象になりません。

- (6) 指定動物病院の会員は、手術後、「手術実施報告書（別紙1）」に必要事項を記入し、事務局に送付する（FAX可）。
- (7) 事務局は、翌月の10日までに月単位の手術件数をあすまいるに報告する。
- (8) 事務局は、年度内の手術件数を取りまとめ、事業終了後に食品安全課に報告し、費用の請求を行う。
- (9) 事務局は、手術件数が犬猫併せて5匹を超えた指定動物病院に対し、減額分の支払いの有無を確認のうえ、6匹目以降の利用券対象金額を支払う。

II 譲渡前の犬・猫の不妊・去勢手術の実施

1. 対象動物

三重県が譲渡対象として、各保健所又はあすまいるにおいて管理する犬及び猫（手術済みの個体を除く）のうち、令和元年5月13日から令和2年3月31日の間に指定動物病院において手術を行う犬及び猫。

2. 事業の流れ

- (1) 事務局は、譲渡前の犬・猫の手術に協力する支部毎の指定動物病院の一覧を作成し、あすまいるに送付する。また、あすまいると本事業の調整を行う各支部の調整者（以下「支部調整者」。小動物部会支部役員等）を決め、あすまいるに連絡する。
※指定動物病院への参加・不参加を変更する場合は速やかに事務局等に連絡してください。
- (2) あすまいるは、各保健所又はあすまいるにおいて管理する犬及び猫の中から手術を行う個体を選定し、事務局又は支部調整者に手術の依頼を行う。
※当該動物の保護又は引取りを行った保健所管内の支部を優先に手術を依頼する予定ですが、手術数に偏りが生じないよう他の支部に依頼する場合があります。その場合は、事務局又は調整者とあすまいるが協議し、手術を依頼する支部を決定します。
- (3) 支部調整者は、直接又は事務局を通じて支部内の指定動物病院に連絡し、受入可能な指定動物病院を選定する。
- (4) 支部調整者又は事務局は、受入可能な指定動物病院名をあすまいるに連絡する。
- (5) あすまいる又は保健所は、指定動物病院と手術日等を調整し、あすまいる又は保健所職員が当該動物を指定動物病院に搬入する。
- (6) 指定動物病院は、当該動物の手術を行う。
※あすまいるにおいて管理する犬・猫は、原則として、混合ワクチン接種（犬6種、猫3種）、ノミ・ダニ駆除、フィラリア検査を行っていますが、保健所において管理する犬・猫はノミ・ダニ駆除のみです。
※手術の事故に関して指定動物病院の責任は問われませんが、各指定動物病院の獣医

師の判断で術前検査等（病院負担）を実施してください。

※手術に関して不明な点がある場合は、調整者に問い合わせてください。

- (7) 指定動物病院は、手術後、当該動物の搬出を行うあすまいる又は保健所の職員に処置の内容、術後の管理（抜糸日等）等について説明する。
- (8) 指定動物病院は、手術後、「譲渡対象動物不妊・去勢手術実施報告書（別紙2）」（カルテの添付でも可）に必要事項を記入し、事務局に送付する（FAX可）。
- (9) 事務局は、翌月の10日までに月単位の手術件数をあすまいるに報告する。
- (10) 事務局は、年度内の手術件数を取りまとめ、事業終了後に食品安全課に報告し、費用の請求を行う。
- (11) 事務局は、手術件数が1匹目から指定動物病院に対し、契約単価の3割を支払う。

※このマニュアルは5月に作成したのですが、7月25日の小動物部会議にて見直しをしました。（アンダーラインの部分）